

点数表ハンドブック

平成20年4月版

追補 200810

- 以下の告示・通知等により、本書の内容に訂正が生じたので、ここに追補します。

- 平成20年7月31日 保医発第0731001号（平成20年8月1日適用）
- 平成20年9月5日 保医発第0905001号
- 平成20年9月12日 保医発第0912002号
- 平成20年9月24日 保医発第0924001号
- 平成20年9月30日 厚生労働省令第149号（平成20年10月1日施行）
- 平成20年9月30日 厚生労働省令第150号（平成20年10月1日施行）
- 平成20年9月30日 厚生労働省告示第464号（平成20年10月1日適用）
- 平成20年9月30日 厚生労働省告示第468号（平成20年10月1日適用）
- 平成20年9月30日 厚生労働省告示第469号（平成20年10月1日適用）
- 平成20年9月30日 厚生労働省告示第470号（平成20年10月1日適用）
- 平成20年9月30日 厚生労働省告示第473号（平成20年10月1日適用）
- 平成20年9月30日 厚生労働省告示第474号（平成20年10月1日適用）
- 平成20年9月30日 厚生労働省告示第475号（平成20年10月1日適用）
- 平成20年9月30日 厚生労働省告示第478号（平成20年10月1日適用）
- 平成20年9月30日 保医発第0930001号（平成20年10月1日適用）

- 本追補中、下線を付している部分は、「追補200807」によって訂正された部分であることを示しています。

算定の要点・早見表編

- 下記の訂正項目に掲げる場合を除き、「算定の要点・早見表編」中「地方社会保険事務局長」とあるのは、「地方厚生（支）局長」とする取扱いとなりました（平成20年10月1日から）。併せて、「地方社会保険事務局長に届け出る」という趣旨内容の取扱いについては、「保険医療機関等の所在地を管轄する地方厚生（支）局長に届け出るが、その所在地を管轄する分室がある場合についてはその分室を経由する」という趣旨内容の取扱いになります。

頁	箇所	訂正前	訂正後
34	下から10行目	地方社会保険事務局長	地方厚生局長若しくは地方厚生支局長
36	下から11行目	附して	付して
	下から11～10行目	管轄地方社会保険事務局長	全国健康保険協会
37	上から9～10行目	地方社会保険事務局長	地方厚生局長又は地方厚生支局長
	上から10行目	を行わなければならない。 〔次行に追加〕	2 前項の規定による報告は、当該保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。
41	上から16行目	地方社会保険事務局長	地方厚生局長若しくは地方厚生支局長
42	上から11行目	附して	付して
		管轄地方社会保険事務局長	全国健康保険協会
123	下から12行目	特殊疾患療養病棟入院料 1	特殊疾患病棟入院料 1
	下から 3 行目	特殊疾患療養病棟入院料 2	特殊疾患病棟入院料 2
124	上から 6 行目	特殊疾患療養病棟入院料 1	特殊疾患病棟入院料 1
	上から 9 行目	特殊疾患療養病棟入院料 1	特殊疾患病棟入院料 1
357	左段の下から24～20行目（「ヘプセラ錠10」の項の1つ目の●）	「ラミブジン投与中にB型肝炎ウイルスの持続的な再増殖を伴う肝機能の異常が確認された、以下の疾患におけるラミブジンとの併用によるウイルスマーカー及び肝機能の改善 B型慢性肝炎及びB型肝炎硬変」	「B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患におけるB型肝炎ウイルスの増殖抑制」
362	「 <u>追補200807〔別紙〕</u> 」の最終項目「シプロフロキサシン点滴静注液」の次に追加	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">ミコブティンカプセル150mg</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本製剤をH I V感染患者における播種性マイコバクテリウム・アビウムコンプレックス（MAC）症の発症抑制及び治療のために使用した場合は、本製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮する。 ● 本製剤をH I V感染患者における播種性MAC症の発症抑制及び治療のために投薬する場合に限っては、本製剤に係る「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号）第10第2号(一)に規定する投薬期間制限（14日間を限度とする）の適用については、特例的に当該14日間の投薬期間制限には服しないものとして取り扱う。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">マクゼン硝子体内注射用キット0.3mg</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本製剤は硝子体内注射により投与する製剤であるが、本製剤を投与した場合は、投与に係る手技料として、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一第2章第9部第1節区分「J087」の「前房穿刺又は注射（前房内注入を含む。）」を準用して算定できる。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">シムレクト小児用静注用10mg</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本製剤は、免疫抑制療法及び臓器移植患者の管理に精通している医師のもとで使用した場合に限り算定できる。 ● 本製剤は、初回投与は移植術前2時間以内に、2回目の投与は移植後4日後に行い、2回に限り算定できる。 </div>	

点数表編

- 平成20年9月30日厚生労働省告示第468号により、医科診療報酬点数表及び調剤報酬点数表の規定（左欄）中「地方社会保険事務局長」とあるのは「地方厚生局長等」にすべて改められました。
- 平成20年9月30日保医発第0930007号により、通知等の規定（右欄）中「地方社会保険事務局長」とあるのは「地方厚生（支）局長」と、「地方社会保険事務局」とあるのは「地方厚生（支）局」と読み替える取扱いとなりました。
 なお、521～525頁に掲載の「食事療養及び生活療養の費用額算定表関係通知」、565～576頁に掲載の「基本診療料の施設基準等関係通知」についても、同様の取扱いとなります。

頁	欄	行	訂正前	訂正後
3		最下行	一部改正 平成20年6月30日 厚生労働省告示第349号(平成20年7月1日から適用) 〔次行に追加〕	一部改正 平成20年9月30日 厚生労働省告示第468号(平成20年10月1日から適用)
4		最下行	算定しないものとする。 〔次行に追加〕	7 別表第一から別表第三における届出については、届出を行う保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に対して行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。
31	右	〔表中「11」の項の次に「12」の項として右のように追加〕		12 前各号に掲げる状態に準ずる状態にある患者（※4参照）
32	右	上から3～5行目	※4 「基本診療料の施設基準等」の「別表第四」に規定する「前各号に掲げる状態に準ずる状態にある患者」は、定められていない。	※4 「基本診療料の施設基準等」の「別表第四」第十二号に規定する「前各号に掲げる状態に準ずる状態にある患者」は、「基本診療料の施設基準等」の「別表第四」第一号から第十一号の各号に掲げる状態に該当しない脳卒中の後遺症の患者又は認知症の患者であって、以下のいずれにも該当するものとする。なお、②の届出は毎月行うものとし、当該診療月の翌月10日までに届け出る。 ① 平成20年9月30日現在において一般病棟入院基本料を算定している病棟に入院している患者又は疾病発症当初から当該一般病棟入院基本料を算定する病棟に入院している新規入院患者 ② 当該保険医療機関が退院や転院に向けて努力をしており、その状況について、「別紙様式27」（略）により地方社会保険事務局長に届け出ているもの
101	右	下から11行目	減産対象	減算対象
103	右	〔上から1行目の次にB001特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の右欄として追加〕		※ TRACP-5b定量は、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査に基づいて計画的な治療管理を行った場合は、「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。

頁	欄	行	訂正前	訂正後
202	右	[上から7行目の次にD008内分泌学的検査の「12」の右欄として追加]		<p>※ TRACP-5b定量 TRACP-5b定量は、本区分「12」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)精密測定に準じて算定する。 TRACP-5b定量は、代謝性骨疾患及び骨転移(代謝性骨疾患や骨折の併発がない肺癌、乳癌、前立腺癌に限る)の診断補助並びに治療経過観察時の補助的指標として実施した場合に6月以内に1回に限り算定できる。また治療方針を変更した際には変更後6月以内に1回に限り算定できる。 本検査を本区分「12」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)精密測定、同「13」のオステオカルシン精密測定、同「16」の尿中デオキシピリジノリン精密測定と併せて実施した場合いずれか一つのみ算定する。 なお、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査に基づいて計画的な治療管理を行った場合は、「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。</p>
226	右	最下行	算定する。 〔次行に追加〕	※ 血管内光断層撮影用カテーテルを使用した場合は、本区分「注3」の血管内超音波検査加算に準じて算定する。
519	—	最下行	(平成20年4月1日から適用) 〔次行に追加〕	一部改正 平成20年9月30日 厚生労働省告示第474号(平成20年10月1日から適用)
520	—	上から3～4行目	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額は、別表により算定した額とする。	<p>一 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額は、別表により算定した額とする。 二 別表第一の1及び第二の1における届出については、届出を行う保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)に対して行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。</p>
		上から9～10行目	地方社会保険事務局長	地方厚生局長等
		下から15～14行目	地方社会保険事務局長	地方厚生局長等
529	左	上から2行目	(平成20. 6. 20 厚生労働省告示第340号改正)	(平成20. 9. 30 厚生労働省告示第478号改正)
		上から4行目	地方社会保険事務局長	地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)
	右	下から10行目	地方社会保険事務局長に報告するものとする。	地方厚生局長等に報告するものとする。この場合において、当該報告は、報告を行う保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長等に対して行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。
		下から4～3行目	地方社会保険事務局長に届け出るものとする。	地方厚生局長等に届け出るものとする。この場合において、当該届出は、届出を行う保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長等に対して行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。

頁	欄	行	訂正前	訂正後
530	左	上から7行目	地方社会保険事務局長に報告するものとする。	地方厚生局長等に報告するものとする。この場合において、当該報告は、報告を行う保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長等に対して行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。
531	左	下から4～3行目	地方社会保険事務局長	地方厚生局長等
532	右	下から5～4行目		
	右	最下行～次頁左段の最上行		
	左	上から10～11行目		
	左	下から4行目		
534	左	上から1行目	◎厚生労働省告示第62号	◎厚生労働省告示第62号（平成20. 9.30 厚生労働省告示第469号改正）
		下から12行目	無効であること。 〔次行に追加〕	四 届出については、届出を行う保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に対して行うこと。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うこと。
534 ～ 564	〔「基本診療料の施設基準等」の第二、第五、第六及び第十一中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長等」に改める。〕			
578	右	上から1行目	◎厚生労働省告示第63号（平成20. 6.13 厚生労働省告示第331号改正）	◎厚生労働省告示第63号（平成20. 9.30 厚生労働省告示第470号改正）
		上から15行目	無効であること。 〔次行に追加〕	四 届出については、届出を行う保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に対して行うこと。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うこと。
578 ～ 598	〔「特掲診療料の施設基準等」の第二から第四までの規定中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長等」に改める。〕			
607	左	上から2行目	◎厚生省告示第238号（平成20. 3. 5 厚生労働省告示第65号改正）	◎厚生省告示第238号（平成20. 9.30 厚生労働省告示第475号改正）
		下から12行目	地方社会保険事務局長	地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）
		下から9行目	地方社会保険事務局長	地方厚生局長等
		下から5行目		
最下行				
608	左	上から2行目	◎厚生労働省告示第61号（平成20. 7. 1 厚生労働省告示第353号改正）	◎厚生労働省告示第61号（平成20. 9.30 厚生労働省告示第464号改正）
622	右	上から10行目	77,200円 〔次行に追加〕	149 血管内光断層撮影用カテーテル 151,000円
625	左	上から2行目	◎厚生労働省告示第142号（平成20. 3. 5 厚生労働省告示第80号改正）	◎厚生労働省告示第142号（平成20. 9.30 厚生労働省告示第473号改正）
625	左	下から5～4行目	を定め地方社会保険事務局長に届け出た場合について、	を定め、当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長に届け出た場合（当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して届け出た場合）について、